

平成21年度6月期福岡家庭裁判所委員会議事録

- 1 開催日時 平成21年6月8日(月)午後1時10分
- 2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室
- 3 組織委員数 15人
- 4 委員の出欠

学識経験者

植木とみ子(福岡市総合図書館長)(出),大河内徹(福岡矯正管区第三部長)(出),川畑耕平(福岡家事調停協会長)(欠),レビン小林久子(九大法学部法学研究院教授)(欠),坂本雅子(福岡市こども総合センター「えがお館」館長)(出),設楽清知(NHK福岡放送局放送部長)(欠),中嶋安雄(成年後見センター・リーガルサポート福岡支部副支部長)(出),長谷川浩二(福岡県精神科病院協会理事)(出),矢野建典(福岡県警察本部生活安全部長)(出)

弁護士

石田光史(出),松浦恭子(出)

検察官

戸谷博子(欠)

裁判官

濱崎 裕(委員長)(出),坂主 勉(出),有吉一郎(出)

- 5 説明担当者

日野靖史(事務局長),西野雅生(首席家裁調査官),黒田修(家事首席書記官),池辺泰男(少年首席書記官),森則明(次席家裁調査官),秋吉國広(家事次席書記官),立岡佳子(主任家裁調査官),渡辺英正(主任書記官),亀山征也(家事調停委員),高橋恭子(家事調停委員),山下謙(家事調停委員)

- 6 議事の経過及び結果

(1) 議事の経過

ア 委員長あいさつ，家裁委員あいさつ

イ 福岡家裁における調停の現状等について

ウ 「模擬調停」について

(ア) 裁判所職員による模擬調停の実施

(イ) 質疑及び意見交換

エ 次回期日及びテーマについて

(2) 議事の結果（概要）

別紙のとおり

(別紙) 議事の結果(概要)

1 福岡家裁における調停の現状等について

裁判所から、調停制度及び調停手続に関する一般的な説明並びに福岡家裁における家事事件の過去10年間の統計数値の紹介を行った。

2 「模擬調停」について

委員長：本日実施した模擬調停の感想や調停一般に関する各委員の御感想を伺いたい。

委員：模擬調停で、申立てから調停成立までの過程がよく分かった。夫婦関係調整調停事件では、申立ての段階で、慰謝料や養育費の額の相場というものを示すことはあるのか。

裁判所：申立ての段階で、裁判所が額を示すことはなく、申立人の希望する額をそのまま申立書に記載してもらっている。希望する金額が固まっていないときには「相当額」と記載してもらっている。

調停委員：調停の際には、調停委員は、申立人が希望する額を相手方に伝えるだけである。ただし、最終的な局面に至った場合に、当事者双方の収入額、家賃、生活費等を考慮して、慰謝料等の額の案を提示して調整を行うことはある。

委員：調停委員と申立人とで考え方が違い、話が合わないということがあるのではないか。

調停委員：考え方が違うと感ずることもあるが、調停委員としては、双方の意見を公平に聞いて合意に達するように心がけている。

委員：先程の模擬調停では、家裁調査官による子供の生活状況の調査が行われていたが、実際の事件で、家裁調査官が調査の一環として、子供の通う学校等に話を聞きに行った場合には、学校関係者に対して、親が離婚調停中であるといった事情を説明するのか。

裁判所：学校等への訪問調査は、当事者の了解を得てから行うことにして

いる。その際、現在の両親の状況等は必要最小限の範囲で説明している。

委員：学校の先生から聴取した内容が調査報告書に載ると、それを見た当事者の感情を害することにはならないか。

裁判所：そのようなことのないよう記載には十分配慮している。また、調査報告書等を閲覧、謄写することについては裁判官の許可が必要となっており、すべての情報が当事者に開示されるとは限らない。

委員：子供の意見はどのようにしてくみ取っているのか。また、それぞれの親の養育能力はどのようにして判断しているか。

裁判所：子供に対しては、どちらの親がよいかというような直接的な聞き方はしない。子供が低年齢の場合、基本的には親との交流場面等の観察が主となる。また、我々のような知らない人間との接し方を観察することで、子供の適応能力を把握したりもする。親の養育能力を見るためには、双方の家庭訪問を行って、日頃の生活状況を観察することも有効である。

委員：一つの事件で調停は何回くらい開かれるのか。

調停委員：平均して3回強である。

委員：もう少し時間をかけることによって、違う結論になることはないのか。例えば、夫婦が元の鞘におさまるように。また、結論を急いで、当事者にすぐに回答を求めるようなことをしているのではないか。

調停委員：調停ではお互いが納得することが必要である。次回の期日を決める際には、次回までの検討課題について十分に考える時間をとれるよう配慮している。調停成立までに7、8回かかるものもある。

裁判所：家裁調査官による調査も活用している。複雑な事案で、話し合う点を整理する必要がある事件については、期日を指定する前の段

階で調査を実施することもある。

委員：当事者の中には、精神的に不安定になっている人や期日に出てこない人がいるのではないか。

裁判所：当庁には医務室技官（精神科医，看護師）が勤務しているので，精神的に不安定な人が来庁した場合には，必要に応じて立ち会わせている。また，当事者が期日に出席しなければ調停は進められないので，欠席した当事者に対して出頭を促すこともある。

委員：離婚することが調停で合意された場合でも，協議離婚の形をとることがあるのか。

裁判所：当事者の意向によっては，そういうケースもあるが，その場合には，離婚届けを役場に提出しなければ離婚の効力が生じないことを当事者に説明している。

委員：これまでに調停を利用した当事者の満足度はどうか。また，満足度を高めるためにどのような取り組みをしているか。

裁判所：調停委員等がじっくり自分の話を聞いてくれたと感じた当事者は，調停の結果が自分の望みどおりでなかったとしても概して高い評価をしているようである。反対に，結果がほぼ望みどおりであったとしても，調停委員等に自分の話を十分聞いてもらえなかったと感じた当事者は低い評価をしているようである。

裁判所では，研修等を通じて，調停委員に対し，自分の持つ男性像，女性像等の固定観念を当事者に押しつけないように指導している。

調停委員：調停の際に心がけていることは，先入観を持って臨まないということと，一方の話の内容をそのまま伝えると相手の感情を逆撫でするおそれがある場合にはフィルターをかけて上手に相手に伝えるということである。

委員：DV事件で裁判所から保護命令が出されている者が当事者となっている事件での調停成立率はどのくらいか。

裁判所：統計をとっているわけではないが、その他の事件よりも成立率は高いという印象を持っている。

委員：成立率が高いとしても大事なものは成立した調停の中身ではないか。子供がいる場合暴力から逃れるためだけにすぐに離婚するというのが本当によいのかと思うこともある。被害者が加害者から、それなりの償いを受けないままになっていることも多く、被害者の経済的な要求が十分満たされないまま、離婚することもある。

調停委員：DV事件の当事者となっている者について、調停が成立した際には、加害者に対して、暴力は絶対に許されないと釘を刺している。そのため、調停後に暴力をふるわれたり、ストーカー被害を受けることは少ないようである。

委員：協議離婚をした人の中には、調停制度のよい点を知らない人が多いと感じる。調停離婚をもっと活用した方がよいのではないかと思う。

裁判所：調停は当事者が話し合いを行う場であるから、当事者の意向と裁判所が望ましいと考える方向は必ずしも一致しないこともある。調停制度の限界である。調停で合意しなかった点が訴訟では認められることもあり、調停と訴訟との乖離を感じることもある。調停は事実認定を十分行うことができないまま進めざるを得ないこともあり、当事者が、様々な選択肢があることを認識した上で、この内容で合意するというのであれば、特に問題のない限り、調停を成立させることになる。

委員：弁護士が代理人になっているときには、訴訟になった場合の結果も考えつつ、調停に臨んでいる。

私自身は、調停ではよく話を聞いてもらっていると感じている。
訴訟ではなく調停を利用するメリットとしては、子供との面接交渉等で、その後の履行の確保がしやすい点がある。

また、子供の養育状況を見るためなどに家裁調査官が調停の段階から関与することのメリットは大きいと思う。

3 次回期日及びテーマについて

委員長：次回の委員会は、平成21年12月7日(月)午後1時10分開
始、テーマを「補導委託」及び「保護的措置」として、補導委託
者等から実情について話をしていただいた後、意見交換をするこ
とはどうか。

委員全員：異議なし。